

成田市備蓄計画

令和7年4月

成 田 市

目 次

1. はじめに	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 備蓄計画の基本的な考え方	3
(3) 上位・関連計画における備蓄の考え方	4
2. 備蓄及び調達に係る基本的な考え方	8
(1) 自助・共助による備蓄	8
(2) 公助による備蓄	9
(3) 備蓄分担の考え方	11
3. 備蓄品目の考え方	12
(1) 食料・飲料水の品目例	12
(2) 生活必需品の品目例	13
(3) 資機材の品目例	15
(4) 重要必要品目の設定	16
4. 備蓄計画数量	18
(1) 備蓄物資支給対象者	18
(2) 備蓄物資の算定条件	20
(3) 備蓄計画数量の算定	21
5. 備蓄（購入）計画	27
(1) 食料・飲料水	27
(2) 生活必需品	27
(3) 資機材等	27
(4) 非常用食料等の保存期間と更新	28
6. 備蓄倉庫について	29
(1) 食料・物資集配拠点、備蓄倉庫の位置づけ	29
(2) 食料・物資集配拠点及び備蓄倉庫設置箇所一覧	30

1. はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市では、地震等の災害に備えて、備蓄倉庫並びに防災井戸を設置するとともに、指定避難所である各小中学校や運動施設等の既設の受水槽に給水栓を整備し、食料、飲料水、生活必需品を確保している。

また、市民に対しては、食料及び飲料水等の家庭内備蓄に努めるよう啓発を行ってきた。

こうしたなか、令和元年の台風第15号、第19号及び10月25日の大雨では、倒木などによる長期間の停電をはじめ、住家の被害や道路の冠水等、本市も甚大な被害を受け、市民生活に大きな影響をもたらした。令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、地震の揺れや津波、液状化現象等によって甚大な人的被害や建物被害が発生し、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断されたほか、道路、鉄道、空港等も大きな被害を受けたことから、流通機能が停滞し、長期間に渡って物資等の不足状態が続いたほか、各避難所における物資の確保や支援物資のマッチングの困難性など、物資の供給に係る様々な課題が浮き彫りとなった。

こうした状況下において、本市では、減災の視点を取り入れた災害に強いまちづくりを推進しているところであり、その一つとして、大規模かつ広範囲で災害が起こった場合に備えた備蓄が重要であることを再認識し、今後の備蓄のあり方等に関する基本的な方針を示すため「成田市備蓄計画」を策定した。

本計画では、市民による日頃からの家庭内備蓄及び地域での備蓄といった自助・共助の考え方を基本としつつ、公助である市としても大規模な地震等に対応できる食料や飲料水、生活必需品、資機材等の備蓄を推進し、最大規模の災害にも対応できる備蓄体制を構築するものとする。

なお、本計画は、災害被害想定や社会情勢の変化、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて適宜修正していくものとする。

(2) 備蓄計画の基本的な考え方

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は、各家庭等における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合などは共助備蓄で補完するものとし、不測の事態に備えて、公助備蓄（市の備蓄）の供給を行うことを基本とする。

こうしたことを踏まえ、本計画では、発災から3日分を想定した本市の備蓄目標を定めることとする。

(3) 上位・関連計画における備蓄の考え方

① 防災基本計画（令和6年6月改訂、中央防災会議）

国の防災基本計画では、個人及び市町村の備蓄体制や避難所の環境整備について、次のような考え方が示されている。

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

国（内閣府等）、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

- 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

② 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改訂、内閣府）

本取組指針において、避難所における備蓄等について、次のような考え方が示されている。

第1 平時における対応

4 避難所における備蓄等

（1）食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

（2）その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体を保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

- ① 災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと。
- ② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等をはじめ、必要な備品等を備蓄しておくこと。
- ④ 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機等及び衛星電話が指定避難所に設置されていることが望ましいこと。なお、通信・情報機器手段の確保において、無線機や指定避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。また、指定避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤ マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、必要十分な燃料を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄にあたっては同法との関係に留意する必要があること。

⑥ その他生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体を保護を念頭に置き、スフィア基準等を踏まえ、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましいこと。

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

(避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改訂、内閣府)より抜粋)

③ 千葉県地域防災計画(令和6年度修正)

千葉県地域防災計画では、食料及び生活必需品等の備蓄について、次のように記載されている。

第2章 災害予防計画

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供(特に乳幼児)の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(「千葉県地域防災計画」(令和6年度修正)より抜粋)

④ 成田市地域防災計画（令和6年度修正）

成田市地域防災計画では、食料及び生活必需品等の備蓄について、次のように記載されている。

第2章 災害予防計画

第7節 防災体制の整備

4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備

(1) 食料及び生活必需物資の確保

ア 備蓄意識の高揚

住民、自治会、自主防災組織、事業所等に対して広報等により、各家庭・事業所における最低3日分の食料（レトルトのご飯、缶詰など。7日分を推奨。）及び非常時に持ち出しできる飲料水（ペットボトル入り）、家族構成や従業員構成を考慮した生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の高揚を図る。

イ 公的備蓄の整備

市は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するため、以下の事項に留意し、物資の備蓄体制の整備に努める。

- ① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者、女性の避難生活等に配慮する。
- ② 備蓄に当たっては、物資の特性、市内の各地区の人口、指定避難所の位置、浸水想定区域等の災害危険箇所を勘案し、集中備蓄又は分散備蓄を行う。
- ③ 食料等耐用年数のある備蓄物資は、随時入れ替えを行う。資機材については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」により、県、各市町村、防災関係機関において備蓄物資情報の共有化を図り、この活用策の習熟に努める。

ウ 協定の締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者との協定締結のさらなる推進に努める。

また、既に協定を締結している団体、機関等とは必要に応じて協定内容の見直しを図る。

エ 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(2) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料を確保するため、平常時から関係団体等と協力体制を構築する。

2. 備蓄及び調達に係る基本的な考え方

(1) 自助・共助による備蓄

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民や事業者等が「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが重要である。

このため市は、市民等の備蓄意識の高揚を図るため、引き続き普及啓発を推進していくものとする。

① 市民（自助）による備蓄

- 平常時から災害に備え、非常持出品の準備と最低3日分（可能であれば1週間分）の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄に努める。
- 高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びん等の物資は、介護者等がその確保に努める。
また、アレルギーをもつ家族がいる場合は、食物アレルギーに対応した食料品の確保に努める。
- 家庭動物飼養者は、ペットフード及びゲージ等の備蓄に努める。

家庭における非常持出品の例

種別	主な品目（例）
非常食	飲料水（3ℓ/日）、保存食 等
衣類	防寒着、下着・靴下、雨具、スニーカー、タオル、軍手 等
防災用品	携帯ラジオ、マッチ・ライター、懐中電灯、ヘルメット、笛・ブザー、地図、乾電池、筆記用具、携帯電話の充電器、家族・知人の連絡先 等
衛生用品	常備薬、救急セット、ポリ袋、マスク、ウエットティッシュ 等
貴重品	現金、身分証明書、健康保険証、通帳・印鑑 等
妊婦のいる家庭	脱脂綿・ガーゼ、さらし・T字帯、赤ちゃん用品、母子手帳 等
乳幼児のいる家庭	粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、紙おむつ 等
要介護者のいる家庭	薬、補助具の予備、障がい者手帳 等
ペットのいる家庭	ケージ、ペットフード、トイレシート 等

資料：成田市HP

② 自主防災組織（共助）による備蓄

各自主防災組織は、「成田市自主防災組織助成規則」における活動助成金の活用により、防災用資機材を購入し、備蓄するものとする。

また、防災用倉庫設置費助成金の活用により、防災用資機材等を保管する防災倉庫の整備に努める。

③ 事業者等（自助）による備蓄

- 発災後、事業者等※¹としての業務継続や迅速な復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の最低3日分※²の食料や飲料水、生活必需品の備蓄に努める。
- なお、集客施設を有する事業者等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する。

※¹事業者等：民間企業だけでなく、団体、学校、病院、福祉施設等を含む。

※²3日分：発災時の被救助者の生存率は4日目以降激減することから、発災後3日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員の一斉帰宅が救助救出の妨げとならないよう、最低でも発災後3日間は企業等が従業員を施設内に待機させておくことが望まれる。

（２）公助による備蓄

市における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市民等の備蓄意識の高揚を図るとともに、市においても、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

① 市による備蓄・調達

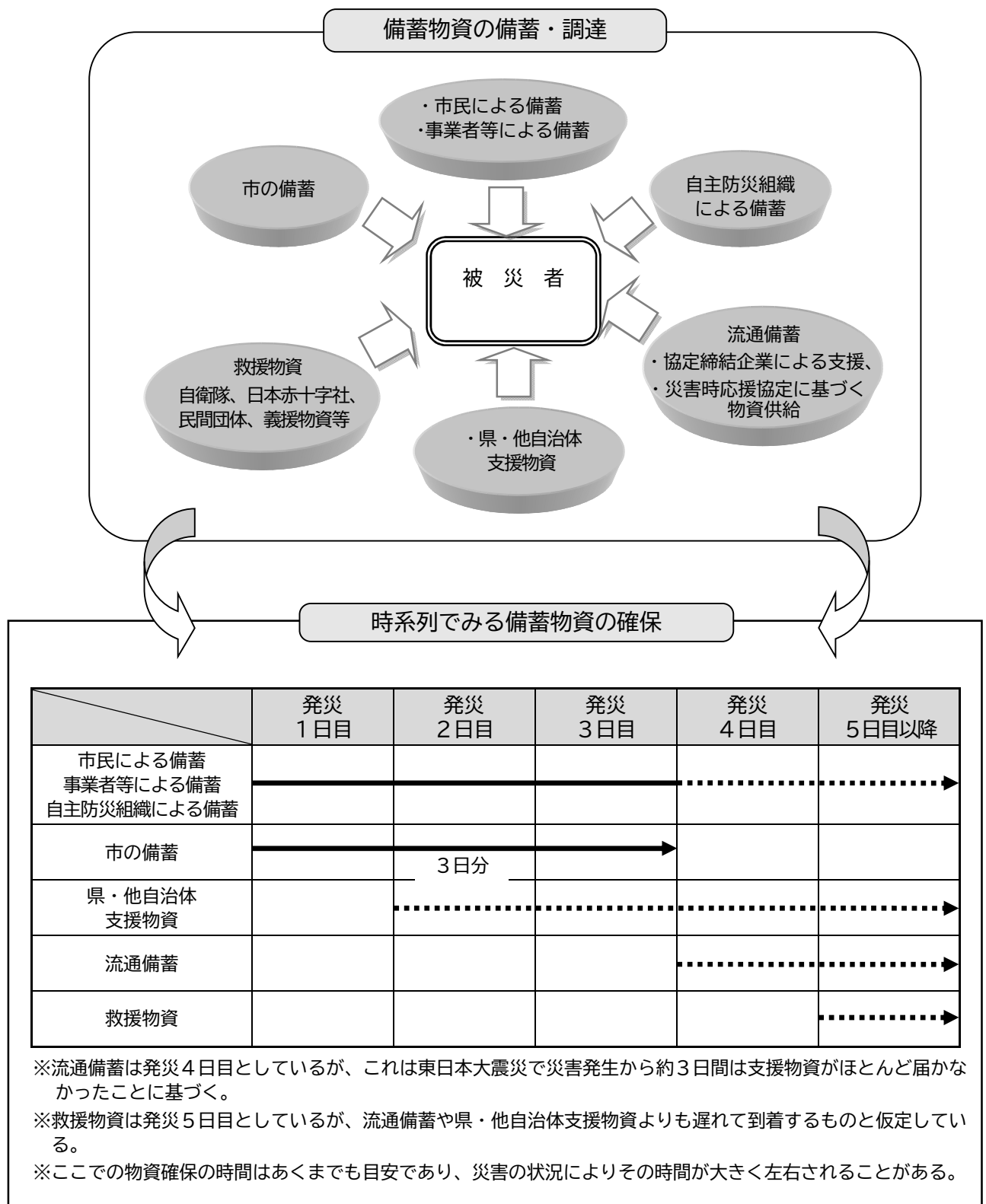
- 自助・共助を基本としながらも、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。
- 地域特性等も考慮した上で、住民が避難所に持参する物資や他自治体等からの供給も含めて、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標を立て、計画的な備蓄を進める。
- 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

② 流通備蓄による調達

- 市は、民間事業者や他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えておく。

なお、大規模な災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

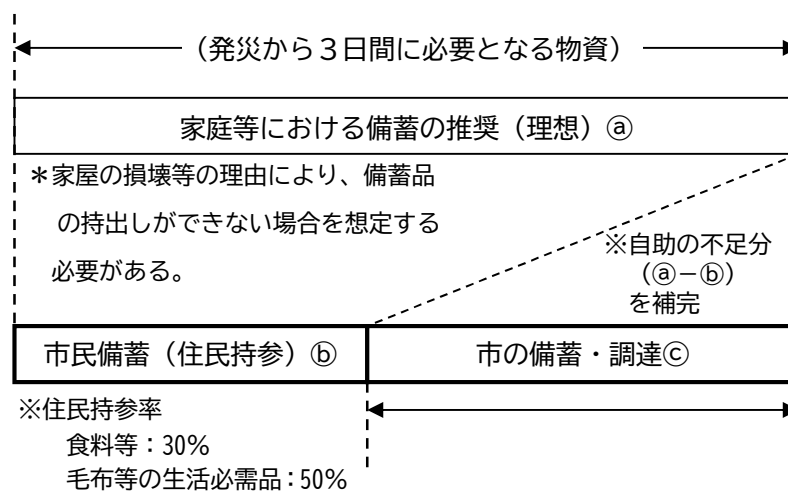
備蓄物資の備蓄・調達のイメージ図



(3) 備蓄分担の考え方

東日本大震災では、道路が寸断され支援物資が3日以上届かなかった地域があったことを踏まえ、市外から救援物資が届くまでの間に避難者が最低限必要とする食料、飲料水、主要な生活必需品を次のとおり分担して備蓄するものとする。

備蓄分担図



- ① 自助による家庭備蓄等の促進（最低3日分、7日分の備蓄を推奨）
- ② 避難所に住民が食料、生活必需品等を持参
- ③ 自助の不足分を補完するため、市が必要な物資を備蓄・調達

図参考：千葉県災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

備蓄物資の主体別の備蓄割合

	食料	飲料水	生活必需品 (毛布、生理用品、紙おむつ等)
市民（持参）	30%	30%	50%
市	70%	70%	50%
計	100%	100%	100%

参考：千葉県災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

3. 備蓄品目の考え方

災害発生時から流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、市において、必要不可欠な緊急物資を備蓄しておく必要があり、（１）～（３）に必要と思われる備蓄品目を例示する。

（１）食料・飲料水の品目例

生命を維持するために、最低限必要な食料及び飲料水の品目例を次表に示す。

品目	備 考
アルファ化米 （アレルギー対応型）	《対象：乳幼児、高齢者を除く全避難者》 主食として長期保存が可能で、調理器具や食器を必要としないアルファ化米を備蓄
アルファ化米 （お粥）	《対象：乳幼児及び高齢者》 乳幼児、高齢者用に備蓄
ライスクッキー	《対象：乳幼児、高齢者を除く全避難者》 アルファ化米以外の主食として備蓄
粉ミルク	《対象：乳幼児》 乳幼児用として備蓄
粉ミルク（アレルギー対応型）	《対象：アレルギー体質の乳幼児》 アレルギー体質の乳幼児に対応した粉ミルクを備蓄
飲料水	《対象：避難者全員》 長期保存が可能なペットボトル型（500ml）の飲料水を備蓄
味噌汁・スープ類	《対象：避難者全員》 避難生活では、画一的な食生活になりがちであるため、副食として位置付け、備蓄
副食缶詰	《対象：避難者全員》 避難生活では、画一的な食生活になりがちであるため、副食として位置付け、備蓄
ようかん	《対象：避難者全員》 緊急時でも手軽にカロリー補給ができる保存用ようかんを備蓄
とろみ調整食品（要配慮者向け）	《対象：要介護認定高齢者等》 要介護認定者等の誤嚥防止のために、汁物や飲料水にとろみ付けを行うために備蓄

(2) 生活必需品の品目例

避難生活をおくる上で必要な生活必需品の品目例を次表に示す。

品目	備 考
毛布	《対象：全避難者》 防寒対策や敷物としても利用できる毛布を備蓄
ブランケット	《対象：全避難者》 毛布の代替品として一部をブランケットで備蓄
紙おむつ（大人用・パンツ） 紙おむつ（大人用・尿取りパット）	《対象：おむつ使用が必要な高齢者等》 おむつ使用が必要な高齢者等のために備蓄
紙おむつ（乳児用）	《対象：おむつ使用が必要な乳幼児》 おむつ使用が必要な乳幼児のために備蓄
哺乳瓶	《対象：乳幼児》 水が使用できない場合を想定し、使い捨て哺乳瓶を備蓄
おしり拭き	《対象：乳幼児、おむつ使用が必要な高齢者等》 乳幼児やおむつ使用の高齢者等の身体の清潔を保持するため備蓄
防災用ウェットティッシュ （ウェットシート）	《対象：全避難者》 災害時の避難者の衛生管理のために備蓄
生理用品	《対象：12 歳～50 歳の女性》※ 生理期の女性のために備蓄
トイレットペーパー	《対象：全避難者》 避難所の生活環境保持等のために備蓄
携帯トイレ袋	《対象：紙おむつ使用者を除く避難者全員》 衛生的なトイレ環境を確保するため備蓄
タオル、非常用タオル	《対象：全避難者》 災害時の避難者の衛生管理のために備蓄
日用品セット （歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、 タオル、ティッシュ等）	《対象：全避難者》 避難者が避難所で一時的に生活する際に必要な日用品を備蓄
マスク（全サイズ）	《対象：全避難者》 避難所での感染症予防や衛生管理のために備蓄

※日本女性の平均初潮年齢は 12.2 歳、平均閉経年齢は 50 歳（男女共同参画白書（平成 30 年 6 月））であることから、12 歳～50 歳女性を対象とした。

品目	備 考
紙・プラスチックコップ	《対象：避難所避難者》 避難者が飲料水を飲む場合に使用するコップとして 備蓄
プラスチックプレート	《対象：避難所避難者》 食事時の利便性を図るために備蓄
割り箸	《対象：避難所避難者》 食事時の利便性を図るために備蓄
スプーン・フォーク	《対象：避難所避難者》 食事時の利便性を図るために備蓄
飲料水袋	《対象：全避難者》 給水車から配給される水を持ち帰るための飲料水袋 を備蓄
食品用ラップフィルム	《対象：全避難者》 食器に敷くことで、水が節約できるなど、多用途に 利用できるラップを備蓄
アルミホイル	《対象：全避難者》 食器や調理器具にもなるなど、多用途に利用できる アルミホイルを備蓄
ポリエチレン手袋	《対象：全避難者》 避難所の生活環境保持等のために備蓄

(3) 資機材の品目例

避難所運営や防災活動、救護活動等のために必要な資機材の品目例を次表に示す。

	品 目	
避難所運営資機材	・避難所用マット（マイルディーシート） ・敷き毛布 ・仮設トイレ（組立式トイレ） ・簡易トイレ（ボックス型等） ・簡易トイレ用凝固剤、排便収納袋 ・ごみ袋（可燃・不燃・プラ用） ・発電機付投光機（投光機、発電機） ・給油ポンプ ・消火器 ・一般用テント ・物資収納袋 ・ハサミ ・ガソリン缶 ・災害対策用プライベートルーム ・ラジオ	・暖房器具（石油ストーブ） ・台車 ・つえ ・段ボール間仕切り ・簡易ベッド（段ボールベッド等） ・物干しロープ ・下着干し（室内干し） ・ライター、マッチ ・扇風機 ・使い捨てカイロ ・蚊取り線香 ・アルカリ乾電池 ・ガムテープ ・事務用品（鉛筆、マジック、カッターナイフ、付箋、模造紙、メモ帳等）
防災資機材	・災害用テント ・土のう袋 ・水のう ・防水ライト ・ブルーシート（防水シート） ・コードリール ・ロープ ・軍手、手袋 ・ヘッドランプ ・スコップ ・懐中電灯 ・木づち ・くわ ・おの	・ゴーグル ・噴霧器 ・防護服 ・なた ・かま ・ペンチ ・のこぎり ・なわ ・はりがね ・防災用ヘルメット ・メガホン ・拡声器 ・雨具 ・長靴
給食・給水資機材	・鍋、鍋ふた ・炊飯釜 ・ガスコンロ、レスキューコンロ ・ヤカン ・お玉、しゃもじ ・ひしゃく ・炭 ・練炭 ・圧力調整器（ガス）	・LPG用ゴム管 ・飲料水タンク ・ポリタンク ・バケツ ・ホース ・水道セット ・汙過機 ・浄水装置 ・組立て水槽
救護資機材関連	・担架 ・自転車 ・工具 ・災害救急セット ・脚立	・消毒用アルコール ・折りたたみリヤカー ・ボール ・救命胴衣、浮輪

(4) 最重要品目の設定

(1)～(3)に備蓄が望まれる物資を示したが、この中から特に備蓄しておくべき「最重要品目」を設定する。

「最重要品目」の検討にあたっては、次のように、県の備蓄品目の考え方及び令和6年能登半島地震の事例や国の南海トラフ地震における具体的な計画等を踏まえ、次のとおり設定する。

① 千葉県における備蓄品目の考え方

県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」において、被災市町村への提供を目的とした備蓄品目の考え方として、次のように示されている。

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象とし、次の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

- ア 市町村が備蓄又は調達する物資の量的な補完を目的とする。
- イ プッシュ型支援に必要となる物資の備蓄を推進する。
- ウ 災害時要援護者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。
- エ 原則として、5年以上の使用期限又は耐用年数を有するものに限定する。

また、具体的な、備蓄品目は次のとおりである。

県の被災市町村向け用備蓄品目

備蓄品目	
食料・飲料水	食料（主食）（一般向けの食料、要配慮者等を考慮した食料）
	飲料水（ペットボトル）
生活必需品	毛布
	トイレ（簡易トイレ）
	生理用品
	紙おむつ（乳幼児用・大人用）
	その他資機材等（ブルーシート（防水シート）、その他の資機材）

② 令和6年能登半島地震において国が調達・配送を行った品目

令和6年能登半島地震時に、国が調達・配送を行った品目

区分	調達品目	区分	調達品目
食料・飲料水	パン・ロングライフパン	生活必需品	生活用品（トイレットペーパー・携帯トイレ・等）
	レトルト食品		避難所備品（毛布・段ボールベッド等）
	アルファ化米		衛生用品（おむつ（大人用・子供用）・生理用品等）
	精米		衣類（下着・靴下等）
	その他（缶詰・菓子等）		電化製品（ジェットヒーター・ストーブ等）
	飲料（水・お茶等）		燃料（灯油・軽油）

資料：「（令和6年能登半島地震）プッシュ型支援物資の一覧」内閣府 HP 抜粋

③ 国が南海トラフ地震において想定している救援物資品目

緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省がプッシュ型支援により被災府県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目とする。

資料：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日）（内閣府）

上記から、本市において特に備蓄しておくべき「最重要品目」について考察すると、食料・飲料水を最優先に、高齢者や乳幼児等の要配慮者、女性への配慮から紙おむつ、粉ミルク、生理用品等を中心とした生活必需品の備蓄が望ましいと考えられる。よって、次の品目を「最重要品目」とする。

特に備蓄すべき「最重要品目」

- 食料・飲料水
 - ・アルファ化米（アレルギー対応型、お粥含む）
 - ・ライスクッキー
 - ・飲料水
 - ・粉ミルク（アレルギー対応型含む）
- 生活必需品
 - ・毛布
 - ・紙おむつ（乳幼児用、大人用パンツ・尿取りパット）
 - ・哺乳瓶
 - ・生理用品
 - ・トイレットペーパー

4. 備蓄計画数量

(1) 備蓄物資支給対象者

「成田市防災アセスメント調査業務報告書」（平成 29 年 3 月）では、本市に及ぼす影響が大きいと考えられる 4 つの想定地震について、被害想定調査を実施し、地震対策の目標とする想定地震として、「成田空港直下地震」を選定した。

このため、備蓄物資支給対象者数は、「成田空港直下地震」の発災直後の想定避難者数（避難所避難者数＋避難所外避難者数）を基準とする。

備蓄物資支給対象者＝10,913 人（避難所）＋7,275 人（避難所外）＝18,188 人

成田空港直下地震（マグニチュード 7.3）の被害想定概要

		冬 18 時強風時	
建物被害	全壊・焼失		2,013 棟
	半壊		6,341 棟
	倒壊		73 棟
人的被害	死者数		16 人
	負傷者数		1,235 人
	重傷者数		174 人
	軽傷者数		1,061 人
ライフライン被害 （直後）	上水道被害	断水人口 断水率	37,668 人 36.6%
	下水道被害	支障人口 支障率	3,354 人 3.7%
	電力被害	停電件数 停電率	6,673 軒 6.9%
	電話被害	不通回線 不通率	3,266 回線 6.6%
		携帯電話	非常につながりにくい
	都市ガス被害	支障戸数 支障率	3,110 戸 10.4%
	L P ガス被害	機能支障 機能支障率	4,536 戸 17.1%
交通施設被害	道路被害箇所		107 箇所
	鉄道被害箇所		137 箇所

資料：成田市防災アセスメント調査業務報告書（平成 29 年 3 月）

「成田空港直下地震」における市全体及び地区別の避難者の内訳は、次のとおりである。

成田空港直下地震における地区別の想定避難者数

(人)

地区名	全避難者数	避難所別避難者数	
		避難所避難者数	避難所外避難者数
成田地区	5,360	3,216	2,144
公津地区	3,433	2,060	1,373
八生地区	197	118	79
中郷地区	116	70	47
久住地区	429	257	171
豊住地区	208	125	83
遠山地区	1,534	921	614
ニュータウン地区	4,777	2,866	1,911
下総地区	637	382	255
大栄地区	1,496	898	599
合 計	18,188	10,913	7,275

※小数点以下を含む数値を整数で表示しているため合計があわない場合がある。

資料：成田市防災アセスメント調査業務報告書（平成 29 年 3 月、成田市危機管理課）

なお、大規模な地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、成田国際空港や成田駅周辺等において、大量の帰宅困難者が発生することが予想される。

こうした帰宅困難者についても備蓄物資の支給対象者とし、適切な支援を行う必要があるが、本計画では市民のみを備蓄物資の支給対象者とし、帰宅困難者の支援については、今後、鉄道事業者等との協議等も踏まえながら、具体的な備蓄計画について検討を進めていくものとする。

(2) 備蓄物資の算定条件

備蓄物資の計画数量の算定にあたっては、前項で示した避難者数を基準とするが、避難者向けの備蓄物資はさらに年齢等により必要な物資が異なるため、年齢区分別に必要となる備蓄品については、次の対象人口に基づき算定する。

備蓄物資の計画数量を算定するための年齢区分別対象人口割合

年齢区分別の必要となる備蓄品	年齢区分	市総人口に対する割合
粉ミルク、哺乳瓶	0歳の90%	0.52%
粉ミルク（アレルギー対応型）、哺乳瓶	0歳の10%	0.06%
紙おむつ（乳児用）	0歳～3歳	2.44%
アルファ化米（お粥）	1歳、2歳及び70歳以上	19.97%
アルファ化米（アレルギー対応型）	3歳～69歳	79.45%
生理用品	12歳～50歳女性	24.17%
紙おむつ（高齢者用）	要介護認定3以上	1.43%

※ 総人口に対する割合は、成田市年齢各歳別男女別人口（令和6年6月現在）に基づき算定している。

※ 要介護認定3以上については、「第9期 成田市介護保険事業計画」（令和6年3月）に掲載されている令和5年8月末現在の認定者数に基づき算定している。

※ 粉ミルク（アレルギー対応型）の年齢区分の割合は、乳幼児における食物アレルギー有症率（食物アレルギーの診療の手引き2017）に基づき算出している。

なお、地区別の年齢区分別対象人口と対象人口割合は、次のとおりである。

地区別・年齢区分別対象人口

(人)

地区名 年齢区分	成田	公津	八生	中郷	久住	豊住	遠山	ニュータウン	下総	大栄
0歳	125	229	20	1	38	2	156	163	14	26
0歳～3歳	480	968	90	9	158	14	624	722	61	116
1歳、2歳及び 70歳以上	3,570	4,648	1,007	387	897	591	3,054	7,618	1,949	2,829
3歳～69歳	17,460	28,446	2,231	708	4,019	962	16,885	23,693	4,030	7,196
12歳～50歳 女性	5,723	9,459	568	160	1,214	215	4,765	7,471	912	1,649
要介護認定3 以上	309	487	48	16	72	23	293	460	87	147

※ 成田市年齢各歳別男女別人口（令和6年6月現在）に基づき算定している。

※ 要介護認定3以上の人口については、地区別の要介護3以上の認定者数が不明のため、令和6年9月現在の市平均認定者数割合を全地区に適用している。

地区別・年齢区分別対象人口割合

(%)

	成田	公津	八生	中郷	久住	豊住	遠山	ニュータウン	下総	大栄
0 歳	0.59	0.69	0.61	0.09	0.77	0.13	0.78	0.52	0.23	0.26
0 歳～3 歳	2.27	2.90	2.76	0.82	3.19	0.90	3.11	2.29	1.02	1.15
1 歳、2 歳及び 70 歳以上	16.88	13.95	30.91	35.31	18.11	38.01	15.20	24.20	32.52	28.15
3 歳～69 歳	82.53	85.36	68.48	64.60	81.13	61.86	84.03	75.28	67.25	71.59
12 歳～50 歳 女性	27.05	28.39	17.43	14.60	24.51	13.83	23.71	23.74	15.22	16.41
要介護認定 3 以上	1.30	0.94	2.70	2.83	1.64	3.47	1.13	1.11	2.80	2.46

※ 成田市年齢各歳別男女別人口（令和 6 年 6 月現在）に基づき算定している。

※要介護認定 3 以上の人口については、地区別の要介護 3 以上の認定者数が不明のため、令和 6 年 9 月現在の市平均認定者数割合を全地区に適用している。

(3) 備蓄計画数量の算定

備蓄計画数量の算定にあたっては、次の条件を考慮するものとする。

備蓄計画数量の算定条件

- ① 本計画に基づいて備蓄する備蓄物資は、いずれも発災からの 3 日間に必要となる物資等の提供を想定する。
- ② 住民持参率を考慮するものとし、食料・飲料水に関しては 30%、毛布等の生活必需品に関しては 50%を基本として算定する。
- ③ 食数については、国の備蓄食料の算出式において 1 日 3 食を採用（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 5 年 5 月 23 日、中央防災会議幹事会）の物資調達に係る計画において、食料の必要量の算出にあたって、1 日 3 食を採用）していることから、1 日 3 食分の備蓄を目標とする。

※①、②については、千葉県の方針に基づく。

なお、備蓄計画数量の求め方は、次の計算式による。

※アルファ化米（アレルギー対応型）の例

$$18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 79.45\% \times 3 \text{ 食} \times 2 \text{ 日} = 60,692 \text{ 食}$$

↓

全避難者数

↓

市備蓄分担率
(食料等の住民持参率 30%を差し引いた割合)

↓

3 歳～69 歳の人口割合

↓

1 日 3 食

↓

2 日分を備蓄

① 最重要品目

ア. 食料・飲料水

最重要品目のうち、食料・飲料水の市全体避難者数を基準とした備蓄計画数量は次のとおりとなる。

なお、「アルファ化米（アレルギー対応型）」と「ライスクッキー」の両品目で3日分を賄うものとする。

食料・飲料水備蓄品目及び備蓄計画数量

品目	算出根拠及び数量	対象
アルファ化米 （アレルギー対応型）	1人1日当たり3食、2日分を備蓄	3歳～69歳
	備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 79.45\% \times 3 \text{ 食} \times 2 \text{ 日} = \boxed{60,692 \text{ 食}}$	
ライスクッキー	1人1日当たり3食、1日分を備蓄	3歳～69歳
	備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 79.45\% \times 3 \text{ 食} \times 1 \text{ 日} = \boxed{30,346 \text{ 食}}$	
アルファ化米 （お粥）	1人1日当たり3食、3日分を備蓄	1歳、2歳及び 70歳以上
	備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 19.97\% \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = \boxed{22,883 \text{ 食}}$	
粉ミルク	1人1日当たりの授乳量を1,000ml（1日に5回、1回に200ml）とし、3日分を目安として備蓄	0歳の90%
	備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 0.52\% \times 5 \text{ 回} \times 3 \text{ 日} = \boxed{994 \text{ 袋}}$	
粉ミルク （アレルギー対応型）	1人1日当たりの授乳量を1,000ml（1日に5回、1回に200ml）とし、3日分を目安として備蓄	0歳の10%
	備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 0.06\% \times 10 \text{ 個} \times 3 \text{ 日} = \boxed{230 \text{ 個}}$	
飲料水	1人当たり2本（500ml、ペットボトル）を備蓄 1人1日当たり3ℓ以上が目安のため、この他に給水車や応急給水拠点からの給水等を活用し、必要量を確保 ※2ℓ、1.5ℓはそれぞれ500mlに換算	避難者全員
	備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本 (500ml)} \times 3 \text{ 日} = \boxed{76,390 \text{ 本}}$	

イ. 生活必需品

最重要品目のうち、生活必需品の市全体避難者数を基準とした備蓄計画数量は次のとおりとなる。

生活必需品備蓄品目及び備蓄計画数量

品目	算出根拠及び数量	対象
毛布	避難者全員に対し、1人当たり1枚として備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚} = 9,094 \text{ 枚}$	避難者全員
紙おむつ (乳幼児用)	1人1日当たり6枚として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 50\% \times 2.44\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 3,995 \text{ 枚}$	0歳～3歳
紙おむつ (大人用・パンツ)	1人1日当たり6枚として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 50\% \times 1.43\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 2,341 \text{ 枚}$	要介護認定3以上
紙おむつ (大人用・尿取りパット)	1人1日当たり6枚として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 50\% \times 1.43\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 2,341 \text{ 枚}$	要介護認定3以上
哺乳瓶	1人1日当たり5本として、3日分備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 50\% \times 0.58\% \times 5 \text{ 回/1日} \times 3 \text{ 日} = 792 \text{ 本}$	0歳
生理用品	対象人口比4分の1(4週に1回換算)に対し、1人1日当たり6枚として3日分※1を備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 50\% \times 24.17\% \div 4 \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 9,892 \text{ 枚}$	12歳～50歳女性※2
トイレットペーパー	1人1日当たり9m※3として3日分を備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 9 \text{ m} \times 3 \text{ 日} = 491,076 \text{ m}$	避難者全員

※1 正常な1回の月経持続日数は3日～7日(基礎体温計測推進研究会調べ)であるが、他の備蓄品目に合わせて3日分の備蓄とする。

※2 日本女性の平均初潮年齢は12.2歳、平均閉経年齢は50歳(男女共同参画白書(平成30年6月))であることから、12歳～50歳女性を対象とする。

※3 国民1人1日当たりのトイレットペーパー使用量は約9m(日本製紙連合会(2001年調査))。

② その他の避難生活用品

最重要品目のほかに、次の避難生活用品についても市全体避難者数及び指定避難所数を基準とした備蓄計画数量を試算した。

品目	算出根拠及び数量	対象
紙・プラスチックコップ	避難所避難者1人1日当たり1個として、3日分を備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 1 \text{ 個/日} \times 3 \text{ 日} = \underline{54,564 \text{ 個}}$	避難者全員
紙皿・プラスチックプレート	避難所避難者1人3日で1枚として備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = \underline{54,564 \text{ 枚}}$	避難者全員
割箸・プラスチック箸・フォーク・スプーン	避難所避難者1人3日で1膳として備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 1 \text{ 膳/日} \times 3 \text{ 日} = \underline{54,564 \text{ 膳}}$	避難者全員
飲料水袋	避難者全員に対し、1人3日で1枚として備蓄 備蓄計画数量 $18,188 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚/3日} = \underline{18,188 \text{ 枚}}$	避難者全員
トイレ用排便収納袋 (組立て式トイレの便槽容量を含む)	1人1日当たり5枚※として3日分を備蓄。避難所避難者のうち、紙おむつ使用者(0～3歳児、要介護認定3以上)を除く全員 備蓄計画数量 $(18,188 \text{ 人} - (18,188 \text{ 人} \times 2.44\% + 18,188 \text{ 人} \times 1.43\%)) \times 5 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = \underline{262,262 \text{ 枚}}$	紙おむつ使用者を除く避難者全員
簡易ベッド(段ボールベッド含む)	指定避難所に各10台を備蓄 $52 \text{ 指定避難所} \times 10 \text{ 台} = \underline{520 \text{ 台}}$	全指定避難所

※ 1人1日当たりの平均的な排泄回数は5回(避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(内閣府、令和6年12月改訂))。

※ 飲料水はペットボトルでの提供を前提とし、紙・プラスチックコップは、それらを補うものとして備蓄を行う。

※ アルファ化米は個食パックでの提供を前提とし、紙皿・プラスチックプレート、割箸・プラスチック箸・フォーク・スプーンは、それを補うものとして備蓄を行う。

③ 備蓄計画数量

最重要品目及びその他の避難生活用品の市全体の備蓄計画数量は、次のとおりである。

分類		品目	単位	必要数量	規 格
最重要品目	食料・飲料水	アルファ化米（アレルギー対応型）	食	60,692	50 食/箱
		アルファ化米（お粥）	食	22,883	50 食/箱
		ライスクッキー	食	30,346	ライスクッキー48 食/箱
		粉ミルク	袋	994	20 袋/箱
		粉ミルク（アレルギー対応型）	個	230	6 個/箱
		飲料水（500ml）	本	76,390	500ml×24 本/箱
	生活必需品	毛布	枚	9,094	10 枚/箱
		紙おむつ（乳児用）	枚	3,995	テープ S、M パンツ M、L
		紙おむつ（大人用・パンツ）	枚	2,341	M-L、L-LL
		紙おむつ（大人用・尿取りパッド）	枚	2,341	昼用、夜用
		哺乳瓶	本	792	
		生理用品	枚	9,892	
		トイレットペーパー	m	491,076	
その他の避難生活用品	紙・プラスチックコップ	個	54,564		
	紙皿・プラスチックプレート	枚	54,564		
	割箸・プラスチック箸・フォーク・スプーン	膳	54,564		
	飲料水袋	枚	18,188		
	トイレ用排便収納袋※	枚	262,262	簡易組立トイレ「ドント・コイ」112 基 排便収納袋 100 枚/箱	
	簡易ベッド（段ボールベッド含む）	台	520		

※必要数量は、前項の算出根拠及び数量の値であり、地区別の必要数量を合計した値とは合致しない。

※最新の備蓄数量は、成田市 HP による。

※トイレ用排便収納袋には、組立て式トイレ 112 基分の便槽容量を含む。

（1 基につき 5,500 回連続使用可能であることから、1 回＝1 袋として 112 基分 616,000 袋を加味。）

④ 地区別の備蓄計画数量（参考）

地区別の備蓄計画数量は、次のとおりである。

地区別の備蓄物資・備蓄計画数量

分類		品目	単位	成田 地区	公津 地区	八生 地区	中郷 地区	久住 地区	豊住 地区	遠山 地区	ニュータウン 地区	下総 地区	大栄 地区	合計	規 格
最重要品目	食料・飲料水	アルファ化米 （アレルギー対応型）	食	18,580	12,309	567	315	1,462	541	5,414	15,104	1,800	4,499	60,591	50食/箱
		アルファ化米（お粥）	食	5,699	3,017	384	259	490	499	1,469	7,285	1,306	2,653	23,061	50食/箱
		ライスクッキー	食	9,290	6,155	284	158	731	271	2,707	7,552	900	2,250	30,298	ライスクッキー48/箱
		粉ミルク	袋	333	248	13	2	35	3	126	260	16	41	1,112	20袋/箱
		粉ミルク（アレルギー対応型）	個	67	50	3	1	7	1	26	52	4	9	220	6個/箱
		飲料水（500ml）	本	22,512	14,419	828	488	1,802	874	6,443	20,064	2,676	6,284	76,390	500ml×24本/箱
	生活必需品	毛布	枚	2,680	1,717	99	58	215	104	767	2,389	319	748	9,096	10枚/箱
		紙おむつ（乳児用）	枚	1,095	898	49	9	124	17	429	987	59	156	3,823	テープS、M パンツM、L
		紙おむつ（大人用・パンツ）	枚	625	291	48	30	64	66	156	479	161	331	2,251	M-L、L-LL
		紙おむつ（大人用・尿取りパッド）	枚	625	291	48	30	64	66	156	479	161	331	2,251	昼用、夜用
		哺乳瓶	本	238	177	10	1	25	3	90	186	12	30	795	
		生理用品	枚	3,263	2,193	78	39	237	65	819	2,552	219	553	10,018	
		トイレットペーパー	m	144,720	92,691	5,319	3,132	11,583	5,616	41,418	128,979	17,199	40,392	491,076	
その他の避難生活用品	紙・プラスチックコップ	個	16,080	10,299	591	348	1,287	624	4,602	14,331	1,911	4,488	54,564		
	紙皿・プラスチックプレート	枚	16,080	10,299	591	348	1,287	624	4,602	14,331	1,911	4,488	54,564		
	割箸・プラスチック箸・フォーク・スプーン	膳	16,080	10,299	591	348	1,287	624	4,602	14,331	1,911	4,488	54,564		
	飲料水袋	枚	5,360	3,433	197	116	429	208	1,534	4,777	637	1,496	18,187		
	トイレ用排便収納袋※	枚	77,535	49,516	2,794	1,677	6,125	2,984	22,036	69,215	9,190	21,630	262,702	組立て式トイレ「ドント・コイ」 112基 排便収納袋 100枚/箱	

※数量は、箱単位での管理を想定し、前項の備蓄計画数量とは合致しない。

※トイレ用排便収納袋には、組立て式トイレ 112 基分の便槽容量を含む。

5. 備蓄（購入）計画

本計画により整備した備蓄物資は、大規模な事故の発生等により応急援助を必要とする者がいる時や広域的災害における他自治体への支援など、人道的見地から必要と認められる場合には幅広く活用することとする。

（１）食料・飲料水

- アルファ化米、飲料水は保存期間５年以上、粉ミルクは保存期間 18 か月以上のものを購入し、計画的に更新を行う。
- 賞味（消費）期限切れによる廃棄処分を避けるため、保存期限が切れる年度内において、小中学校等の防災教育等に活用し、防災意識の高揚を図る。

（２）生活必需品

- 保存状態や衛生面を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 備蓄物資として適さなくなった場合においても、可能な限り再利用等を検討する。
- 現有毛布については、カビ、虫及び湿気を防ぐため、今後、10 年程度を目処に、等分した量をリパックする。
- 賞味（消費）期限がない備蓄物資については、財政的負担を均等化できるよう５年度間で備蓄計画数量に到達するよう、毎年度購入する数量を設定する。
ただし、計画数量が少量であったり、安価に購入できると思われるものは、一括して購入する。

（３）資機材等

- 保存状況や耐用年数等を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 企業等との協定締結による流通備蓄も充実させていく。
- 指定避難所へは、防災井戸用発電機を含め電力確保に努める。

(4) 非常用食料等の保存期間と更新

非常用食料等の一般的な保存期間と耐用年数は、次表のとおりである。

一般的な保存期間・耐用年数

品 名	保存期間・耐用年数
アルファ化米（アレルギー対応型）	5年以上
アルファ化米（お粥）	5年以上
ライスクッキー	5年以上
粉ミルク	18 か月
粉ミルク（アレルギー対応型）	18 か月
果実・野菜缶詰	3 年
水産・畜産缶詰	3 年
カップ麺	6 か月
インスタント袋麺	8 か月
レトルトパウチ食品（ご飯とルーのセット）	5 年
飲料水（非常用保存水）	10 年以上
ミネラルウォーター	2 年
毛布※	10 年
紙おむつ（乳幼児用）	特になし（保存状態による）
紙おむつ（大人用）	//
生理用品	//
ボディータオル	5 年
非常用保存ウェットタオル	5 年
トイレットペーパー	特になし（埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合）
マスク	3 年

※10 年以上経過した毛布については、衛生面からリパック（洗浄及び再梱包処理）の実施が望ましい。

6. 備蓄倉庫について

本市では、現在「食料・物資集配拠点」と「備蓄倉庫」を整備している。

災害時に市の備蓄食料の供給が必要と判断した場合、市は、備蓄倉庫を開放し、各避難所に供給するしくみとなっている。万が一、備蓄倉庫の物資で不足する場合は、食料・物資集配拠点に保管された物資を各避難所へ供給する。

食料・物資の輸送については、原則、協定締結業者に依頼し、協定締結業者が輸送困難な場合は、市が市有車両又は輸送業者に要請して行う。

食料・物資集配拠点及び備蓄倉庫の位置づけは、次のとおりである。

(1) 食料・物資集配拠点、備蓄倉庫の位置づけ

① 食料・物資集配拠点

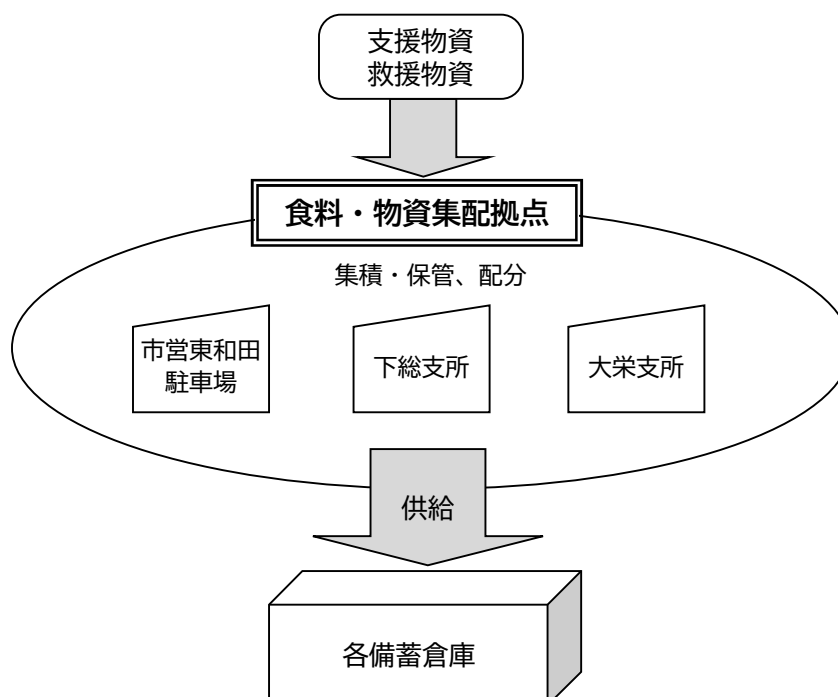
救援物資等の集積・保管、分配場所として活用するとともに、避難所への物資の2次的供給や被害の大きな地域への大量の物資供給に対応する拠点として位置づける。

② 備蓄倉庫

災害が発生してから指定避難所に物資を配送するには時間がかかることから、その解消策として、災害発生直後に必要となる物資を中心に、指定避難所である小中・高等学校等に備蓄倉庫を設置している。

また、帰宅困難者用の食料・物資集配拠点を今後市役所等に整備する予定である。

本市の食料・物資の供給イメージ図



(2) 食料・物資集配拠点及び備蓄倉庫設置箇所一覧

本市の食料・物資集配拠点及び備蓄倉庫の整備状況は、次に示すとおりである。

① 食料・物資集配拠点

(平成 30 年 2 月 19 日現在)

No	施設名	所在地	備考
1	市営東和田駐車場	東和田 396-3	鉄骨スレート
2	下総支所	猿山 1080	鉄骨スレート、コンテナ式
3	大栄支所	松子 366	

② 備蓄倉庫

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

No	指定避難所	倉庫形式		
		コンテナ式	簡易式	校舎等
1	成田高等学校		○	
2	成田小学校	○		
3	成田国際文化会館		○	
4	成田中学校		○	
5	美郷台小学校		○	
6	印東体育館		○	
7	公津小学校		○	
8	平成小学校	○		
9	公津の杜小学校	○		
10	公津の杜中学校	○		
11	成田西陵高等学校		○	
12	八生小学校	○		
13	中郷ふるさと交流館		○	○
14	久住体育館	○		
15	久住小学校		○	
16	久住中学校		○	
17	豊住ふれあい健康館	○		
18	豊住小学校			
19	遠山小学校		○	
20	遠山中学校	○		
21	三里塚小学校	○		
22	本城小学校	○		
23	東小学校跡地複合施設			○
24	中央公民館		○	

No	指定避難所	倉庫形式		
		コンテナ式	簡易式	校舎等
25	吾妻中学校	○		
26	吾妻小学校		○	
27	成田国際高等学校		○	
28	新山小学校		○	
29	西中学校	○		
30	加良部小学校		○	
31	橋賀台小学校		○	
32	玉造小学校		○	
33	玉造中学校	○		
34	成田北高等学校		○	
35	神宮寺小学校		○	
36	中台小学校		○	
37	向台小学校		○	
38	中台中学校	○		
39	重兵衛スポーツフィールド中台	○		
40	滑河運動施設		○	
41	高岡運動施設		○	
42	下総みどり学園	○		
43	下総高等学校		○	
44	下総公民館		○	
45	大須賀運動施設			○
46	大栄みらい学園			○
47	旧桜田小学校			○
48	旧津富浦小学校			○
49	大栄 B&G 海洋センター		○	
50	大栄公民館			
51	前林運動施設			○
52	旧川上小学校			○